

青森県弘前市「宿泊税」の新設について

1. 新設の理由 〔弘前市協議書より抜粋〕

弘前市においては、今後の人口減少・超高齢社会の影響による生産年齢人口や就業人口の減少に伴う税収減に対応していくため、観光振興関連予算に係る新たな財源確保が喫緊の課題となっております。

当市では、弘前市総合計画において、自然、歴史、文化、伝統に基づく多彩で優れた本市の観光コンテンツを有効に活用し、国内はもちろん国外からの観光客の増加を目指し、観光産業の強化を図ることを目標に掲げて取り組んでまいりました。

そのような中、基幹産業のひとつである観光分野において、持続可能な観光地域づくりを発展的に進め、地域資源の魅力を高めていくために必要な財政需要に適切に対応するためには、観光振興関連予算に係る自主財源を確保することは非常に重要であります。

平成29年度以降、弘前市議会においても、宿泊税の必要性やその導入の可否などについての意見・要望が出されるなど、様々な議論が交わされてきた経緯もあります。

こうした背景を踏まえ、宿泊税の導入について、外部有識者等からなる「弘前市宿泊税検討委員会」において、令和6年3月から同年8月にかけて検討を行い、今後さらなる観光振興を図っていくため、宿泊税の導入が必要であるとの整理がなされた上で、その導入目的、用途、税額などの検討項目がまとめられ、令和6年9月3日、市長に答申書が提出されました。

これを受けて、宿泊事業者等と意見交換を重ね、制度内容に反映させるなどした上で、令和7年3月21日に「弘前市宿泊税条例」を公布したところであります。

宿泊税については、市民生活と調和した持続可能な観光振興を図るための各種観光関連施策の展開に活用することで、地域資源の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進し、宿泊客の増加による宿泊税の増収から新たなサービス提供に繋げる好循環を生み出し、弘前市の基幹産業のひとつである観光分野の更なる振興を図りたいと考えております。

以上の理由から、地方税法第5条第7項の規定に基づき、宿泊税を新設するものであります

2. 概要

[弘前市協議書より]

課税団体	青森県弘前市
税目名	宿泊税（法定外目的税）
課税客体	弘前市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）
税収の用途	弘前市の自然、歴史、文化、伝統など地域資源の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する経費
課税標準	上記施設における宿泊数
納税義務者	上記施設における宿泊者
税率	1人1泊につき200円
徴収方法	特別徴収
収入見込額	（平年度）約1.2億円
課税免除等	・ 修学旅行等の参加者（引率者も含む） ・ 認定こども園、保育所等の行事の参加者（引率者も含む）
徴税費用見込額	（平年度）約0.1億円
課税を行う期間	条例施行後5年を目途に見直しを行うこととする規定あり

3. 同意要件との関係

弘前市宿泊税について、地方税法第733条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○ 地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第733条 総務大臣は、第731条第2項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

- 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済対策に照らして適当でないこと。

（1）「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

① 課税標準

宿泊行為に関連して課税される既存の税目としては、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）があるが、弘前市宿泊税の課税標準は「宿泊施設への宿泊数」であり、一泊当たりの定額で課税するものであるのに対し、消費税の課税標準は「課税資産の譲渡等の対価の額」であることから、両者の課税標準が同じであるとはいえない。

② 住民の負担

宿泊者の受益に着目し、広く負担を求めるという考え方に基づいて制度設計されており、一泊につき200円という税額は、絶対値として、また先行事例を踏まえても著しく過重とまではいえない。

以上のことから、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

（2）「地方団体間における物の物流に重大な障害を与えること。」

弘前市宿泊税は、弘前市内に所在する「宿泊施設への宿泊行為」を課税客体とするものであり、地方団体間の物の流通を阻害するような内国関税的なものとはいえず、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

(3) 「(1) 及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当ではないこと。」

弘前市宿泊税は、(1) ②のとおり著しく過重な税負担であるとまではいえず、観光振興や人の交流の観点から、それらの妨げとなるものではないと考えられる。

さらに、この宿泊税の使途は、観光の振興を図る施策に充てられるものであり、それを含めて考えれば、本税は観光施策を推進するためのものであるといえる。

また、「観光立国推進基本計画」(令和5年3月31日閣議決定)では、「世界に誇る観光地形成に向けて、その司令塔となる観光地域づくり法人(DMO)の形成を促進するとともに、外部専門人材の登用や中核人材の確保・育成、宿泊税、入湯税等の持続可能な財源の確保等の体制強化を支援する」とされており、本税は、こうした国の観光施策の方向性とも軌を一にするものと考えられる。

したがって、「(1) 及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないと考えられる。

岐阜県岐阜市「宿泊税」の新設について

1. 新設の理由 〔岐阜市協議書より抜粋〕

岐阜市の観光入込客数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による大きな落ち込みから回復基調にあるものの、コロナ禍を経て、旅行者ニーズの多様化や円安など観光を取り巻く環境は激変しており、今後もこうした状況の変化に的確に対応しながら、観光振興の取り組みを強化・拡充していくことが肝要です。

また、市の財政面においても、人口減少に伴い大きな税収増が見込めない中、社会保障費や物価高騰に伴う諸経費の増加が懸念されることから、将来に向け観光振興の強化・拡充策を継続的に展開していくためには、既存の財源に頼らない新たな安定財源を確保していく必要があります。

こうした中、本市では、岐阜市観光振興検討委員会を設置し、持続可能な観光まちづくりを推進していくための取り組みの方向性及び財源確保の方策について諮問したところ、新たな観光振興財源として宿泊税が最も適当かつ早期導入を図ることが肝要である旨、答申を受けました。

さらには市内宿泊事業者をはじめ関係者等の意見聴取も重ねたうえで、本年3月の市議会定例会にかかる条例案を諮り、可決されたところです。

宿泊税は観光振興の目的(使途)に沿った財源であるとともに、一定規模の収入を安定的に見込むことができる財源でもあります。

これを観光振興策の新たな財源として効果的に活用することで、観光地としての魅力や来訪者の満足度向上を図り、それによって国内外からの交流人口、宿泊者数の拡大につながり、その宿泊税収で観光振興をさらに拡充する、という好循環サイクルが期待できます。

今後、岐阜市の魅力を一層高め、地域経済の活性化を図るとともに、本市が掲げる持続可能な観光まちづくりの実現に向けた取り組みを進めるにあたり、宿泊税は必要な財源です。

以上の理由により、岐阜市において、法定外目的税である宿泊税を新設するものです。

2. 概要

[岐阜市協議書より]

課税団体	岐阜県岐阜市
税目名	宿泊税（法定外目的税）
課税客体	岐阜市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅
税収の用途	①観光客に選ばれるまち－誘客促進・プロモーション事業－ ②何度でも訪れたいくなるまち－おもてなし向上事業－ ③観光資源の創出－魅力向上事業－ ④観光インフラ整備等
課税標準	上記施設における宿泊数
納税義務者	上記施設における宿泊者
税率	1人1泊につき200円
徴収方法	特別徴収
収入見込額	（平年度）約1.4億円
課税免除等	・ 修学旅行等の参加者（引率者も含む） ・ 年齢12歳未満の者
徴税費用見込額	（平年度）約0.03億円
課税を行う期間	条例施行後3年を目途に見直しを行うこととする規定あり

3. 同意要件との関係

岐阜市宿泊税について、地方税法第733条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第733条 総務大臣は、第731条第2項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

- 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済対策に照らして適当でないこと。

（1）「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

① 課税標準

宿泊行為に関連して課税される既存の税目としては、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）があるが、岐阜市宿泊税の課税標準は「宿泊施設への宿泊数」であり、一泊当たりの定額で課税するものであるのに対し、消費税の課税標準は「課税資産の譲渡等の対価の額」であることから、両者の課税標準が同じであるとはいえない。

② 住民の負担

宿泊者の受益に着目し、広く負担を求めるという考え方に基づいて制度設計されており、一泊につき200円という税額は、絶対値として、また先行事例を踏まえても著しく過重とまではいえない。

以上のことから、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

（2）「地方団体間における物の物流に重大な障害を与えること。」

岐阜市宿泊税は、岐阜市内に所在する「宿泊施設への宿泊行為」を課税客体とするものであり、地方団体間の物の流通を阻害するような内国関税的なものとはいえず、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

(3) 「(1) 及び(2) に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当ではないこと。」

岐阜市宿泊税は、(1) ②のとおり著しく過重な税負担であるとまではいえず、観光振興や人の交流の観点から、それらの妨げとなるものではないと考えられる。

さらに、この宿泊税の用途は、観光の振興を図る施策に充てられるものであり、それを含めて考えれば、本税は観光施策を推進するためのものといえる。

また、「観光立国推進基本計画」(令和5年3月31日閣議決定)では、「世界に誇る観光地形成に向けて、その司令塔となる観光地域づくり法人(DMO)の形成を促進するとともに、外部専門人材の登用や中核人材の確保・育成、宿泊税、入湯税等の持続可能な財源の確保等の体制強化を支援する」とされており、本税は、こうした国の観光施策の方向性とも軌を一にするものと考えられる。

したがって、「(1) 及び(2) に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないと考えられる。

三重県鳥羽市「宿泊税」の新設について

1. 新設の理由 [鳥羽市協議書より抜粋]

本市は、市全域が伊勢志摩国立公園に指定され、豊かな海や4つの有人離島を含む美しい島々など恵まれた自然の中で、海女文化や真珠養殖など地域特有の歴史・文化を育み、産業活動を振興させながら発展した観光都市である。

宿泊産業等の担い手不足や訪日外国人の急増加、新型コロナウイルスの感染拡大に端を発した新たな観光の在り方など、観光産業を取り巻く環境は多様化・複雑化しており、本市においても言われている。この状況を改善するためには、多様化する観光客のニーズを適切に把握し、受入環境の整備、鳥羽の魅力溢れる観光コンテンツづくり、鳥羽らしい観光まちづくりをさらに推進していく必要がある。

本市の主産業である宿泊産業の生産額の増加が市内経済に及ぼす波及効果は大きいと言われている。特に滞在時間の長さから市内での消費増加への実現性が高い宿泊客を増加させる施策の実施は、宿泊産業のみならず他産業の振興、税収の確保の面から最も効率性が高く、効果的であると考えられる。宿泊客を増加させる施策の一つとして漁業と観光が連携した事業など、様々な取り組みが推進されている。

観光客の多くは鳥羽で獲れる新鮮な海の幸や、伊勢志摩国立公園の立地を生かした自然豊かな景観を求めて訪れるため、点在する観光拠点や離島地区との交通対策及び多様化する観光インフラなどの整備が急務となっている。宿泊産業を起点としてあらゆる産業の活性化が、将来にわたって本市が持続可能な観光都市として発展していくため、安定的かつ持続的な財源の確保が必要となる。

そこで観光振興に要する経費について、受益と負担の関係、本市の将来における財政状況など総合的に勘案した結果、宿泊施設への宿泊行為に課する宿泊税を創設するものです。

2. 概要

[鳥羽市協議書より]

課税団体	三重県鳥羽市
税目名	宿泊税（法定外目的税）
課税客体	鳥羽市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 <ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）
税収の用途	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊促進（宿泊者の満足度向上）に関する事業 ・受け入れ体制の強化、観光インフラ整備に関する事業 ・伊勢志摩国立公園ならではの景観や地域資源等の保全・活用に関する事業 ・観光関連団体の組織強化に関する事業
課税標準	上記施設における宿泊数
納税義務者	上記施設における宿泊者
税率	1人1泊につき200円
徴収方法	特別徴収
収入見込額	（平年度）約3.3億円
課税免除等	—
徴税費用見込額	（平年度）約0.1億円
課税を行う期間	条例施行後5年を目途に見直しを行うこととする規定あり

3. 同意要件との関係

鳥羽市宿泊税について、地方税法第733条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第733条 総務大臣は、第731条第2項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

- 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済対策に照らして適当でないこと。

（1）「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

① 課税標準

宿泊行為に関連して課税される既存の税目としては、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）があるが、鳥羽市宿泊税の課税標準は「宿泊施設への宿泊数」であり、一泊当たりの定額で課税するものであるのに対し、消費税の課税標準は「課税資産の譲渡等の対価の額」であることから、両者の課税標準が同じであるとはいえない。

② 住民の負担

宿泊者の受益に着目し、広く負担を求めるという考え方に基づいて制度設計されており、一泊につき200円という税額は、絶対値として、また先行事例を踏まえても著しく過重とまではいえない。

以上のことから、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

（2）「地方団体間における物の物流に重大な障害を与えること。」

鳥羽市宿泊税は、鳥羽市内に所在する「宿泊施設への宿泊行為」を課税客体とするものであり、地方団体間の物の流通を阻害するような内国関税的なものとはいえず、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

(3) 「(1) 及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当ではないこと。」

鳥羽市宿泊税は、(1) ②のとおり著しく過重な税負担であるとまではいえず、観光振興や人の交流の観点から、それらの妨げとなるものではないと考えられる。

さらに、この宿泊税の用途は、観光の振興を図る施策に充てられるものであり、それを含めて考えれば、本税は観光施策を推進するためのものであるといえる。

また、「観光立国推進基本計画」(令和5年3月31日閣議決定)では、「世界に誇る観光地形成に向けて、その司令塔となる観光地域づくり法人(DMO)の形成を促進するとともに、外部専門人材の登用や中核人材の確保・育成、宿泊税、入湯税等の持続可能な財源の確保等の体制強化を支援する」とされており、本税は、こうした国の観光施策の方向性とも軌を一にするものと考えられる。

したがって、「(1) 及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないと考えられる。

熊本県熊本市「宿泊税」の新設について

1. 新設の理由 〔熊本市協議書より抜粋〕

本市を含む国内外の旅行需要は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行を受けて大きく落ち込んだが、コロナ禍を経て急速な回復傾向にあり、さらに本市では半導体関連企業の県内進出やインバウンドの増加等により、地域の活性化に向けた千載一遇のチャンスを迎えている。

本市では、宿泊・飲食サービス業など観光産業を担う人材の不足等の課題やコロナ禍を経た旅行者のニーズの多様化などの観光を取り巻く状況の変化に対応し、観光振興への取組を強化していくための基本的指針として「熊本市観光マーケティング戦略」を策定（令和6年（2024年）3月）した。

本市の人口は、令和2年（2020年）国勢調査で減少に転じており、また、将来的にも人口が減少していくと考えられ、市税収入の減少や社会保障関係費の増加等の可能性が懸念されることから、観光施策を継続的に展開していくための安定的な財源の確保について、検討を行う必要があった。

熊本市の観光都市としての魅力向上、訪れる人に優しい滞在環境の構築及び戦略的な誘客促進その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、新たな市税（法定外目的税）として宿泊税を導入するもの。

2. 概要

[熊本市協議書より]

課税団体	熊本県熊本市
税目名	宿泊税（法定外目的税）
課税客体	熊本市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）
税収の用途	熊本市の観光都市としての魅力向上、訪れる人に優しい滞在環境の構築及び戦略的な誘客促進その他の観光の振興を図る施策に要する費用
課税標準	上記施設における宿泊数
納税義務者	上記施設における宿泊者
税率	1人1泊につき200円
徴収方法	特別徴収
収入見込額	（平年度）約7億円
課税免除等	—
徴税費用見込額	（平年度）約0.5億円
課税を行う期間	条例施行後2年（その後は5年）を目途に見直しを行うこととする規定あり

3. 同意要件との関係

熊本市宿泊税について、地方税法第733条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第733条 総務大臣は、第731条第2項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。

二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。

三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済対策に照らして適当でないこと。

（1）「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

① 課税標準

宿泊行為に関連して課税される既存の税目としては、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）があるが、熊本市宿泊税の課税標準は「宿泊施設への宿泊数」であり、一泊当たりの定額で課税するものであるのに対し、消費税の課税標準は「課税資産の譲渡等の対価の額」であることから、両者の課税標準が同じであるとはいえない。

② 住民の負担

宿泊者の受益に着目し、広く負担を求めるという考え方に基づいて制度設計されており、一泊につき200円という税額は、絶対値として、また先行事例を踏まえても著しく過重とまではいえない。

以上のことから、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

（2）「地方団体間における物の物流に重大な障害を与えること。」

熊本市宿泊税は、熊本市内に所在する「宿泊施設への宿泊行為」を課税客体とするものであり、地方団体間の物の流通を阻害するような内国関税的なものとはいえず、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

(3) 「(1) 及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当ではないこと。」

熊本市宿泊税は、(1) ②のとおり著しく過重な税負担であるとまではいえず、観光振興や人の交流の観点から、それらの妨げとなるものではないと考えられる。

さらに、この宿泊税の用途は、観光の振興を図る施策に充てられるものであり、それを含めて考えれば、本税は観光施策を推進するためのものであるといえる。

また、「観光立国推進基本計画」(令和5年3月31日閣議決定)では、「世界に誇る観光地形成に向けて、その司令塔となる観光地域づくり法人(DMO)の形成を促進するとともに、外部専門人材の登用や中核人材の確保・育成、宿泊税、入湯税等の持続可能な財源の確保等の体制強化を支援する」とされており、本税は、こうした国の観光施策の方向性とも軌を一にするものと考えられる。

したがって、「(1) 及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないと考えられる。

北海道旭川市「宿泊税」の新設について

1. 新設の理由 [旭川市協議書より抜粋]

本市が抱える観光上の課題は大きく2つあり、1点目は本市を訪問する観光客は他都市に比べて通過型観光の傾向が高く宿泊延べ数が少ないこと、2点目は夏季と冬季で入込客数が1.5倍から2倍程度の開きが生じる季節による偏在性です。これらの観光上の課題を解決し、観光関連産業ひいては地域産業の活性化を進めるためには、観光受入体制の整備や観光人材の育成・量的確保など取り組むべき施策は数多く存在しています。基準財政需要額における商工行政費については、観光客数や交流人口という測定単位がないため、観光振興を要する自治体はその財源を留保財源に頼らざるを得ない状況であります。本市の財政上の課題の1つとして、輸送上の問題などにより製造業の成長が乏しく工業の脆弱さがあることなどにより、市民税、固定資産税ともに他の中核市と比較しても低い水準であり、他の中核市が歳入総額に対し3割程度の税収がある一方、本市は2割程度にとどまっています。

こうした税収の差が留保財源の差として自治体間に生じており、本市の現状では更なる観光施策が展開出来ない状況にあります。そのため、観光上の課題、財政上の課題の両面からアプローチした結果、観光施策の効果を享受し、市民の日常生活との区別が一定程度可能で、かつ課税対象の補足が比較的容易である宿泊者に広く負担を求めることは、質・量ともに充実した観光施策の展開を可能とし、地域経済の活性化のほか、本市の財政上の課題解決にも合致するため、旭川市宿泊税条例を制定したものであります。

2. 概要 [旭川市協議書より]

課税団体	北海道旭川市
税目名	宿泊税（法定外目的税）
課税客体	旭川市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 <ul style="list-style-type: none"> ・ 旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・ 住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税収の使途	旭川観光基本方針に基づいて本市が抱える課題「通過型観光から滞在型観光への転換」「閑散期と繁忙期の入込客数の格差解消」などを解決し、本市への宿泊者を増加させる取組や、宿泊者へ還元することを目的とした施策に要する費用
課税標準	上記施設における宿泊数
納税義務者	上記施設における宿泊者
税率	1人1泊につき200円
徴収方法	特別徴収
収入見込額	（平年度）約3.8億円
課税免除等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 修学旅行等の参加者（引率者も含む） ・ 認定こども園、保育所等の行事の参加者（引率者も含む）
徴税費用見込額	（平年度）約0.3億円
課税を行う期間	条例施行後5年を目途に見直しを行うこととする規定あり

3. 同意要件との関係

旭川市宿泊税について、地方税法第733条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第733条 総務大臣は、第731条第2項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

- 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済対策に照らして適当でないこと。

（1）「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

① 課税標準

宿泊行為に関連して課税される既存の税目としては、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）があるが、旭川市宿泊税の課税標準は「宿泊施設への宿泊数」であり、一泊当たりの定額で課税するものであるのに対し、消費税の課税標準は「課税資産の譲渡等の対価の額」であることから、両者の課税標準が同じであるとはいえない。

② 住民の負担

宿泊者の受益に着目し、広く負担を求めるという考え方に基づいて制度設計されており、北海道宿泊税と合わせて一泊につき300円（同2万円未満）、400円（同2万円以上5万円未満）、700円（同5万円以上）という税額は、絶対値として、また先行事例を踏まえても著しく過重とまではいえない。

以上のことから、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

（2）「地方団体間における物の物流に重大な障害を与えること。」

旭川市宿泊税は、旭川市内に所在する「宿泊施設への宿泊行為」を課税客体とするものであり、地方団体間の物の流通を阻害するような内国関税的なものとはいえず、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

(3) 「(1) 及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当ではないこと。」

旭川市宿泊税は、(1) ②のとおり著しく過重な税負担であるとまではいえず、観光振興や人の交流の観点から、それらの妨げとなるものではないと考えられる。

さらに、この宿泊税の用途は、観光の振興を図る施策に充てられるものであり、それを含めて考えれば、本税は観光施策を推進するためのものといえる。

また、「観光立国推進基本計画」(令和5年3月31日閣議決定)では、「世界に誇る観光地形成に向けて、その司令塔となる観光地域づくり法人(DMO)の形成を促進するとともに、外部専門人材の登用や中核人材の確保・育成、宿泊税、入湯税等の持続可能な財源の確保等の体制強化を支援する」とされており、本税は、こうした国の観光施策の方向性とも軌を一にするものと考えられる。

したがって、「(1) 及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないと考えられる。

北海道帯広市「宿泊税」の新設について

1. 新設の理由 〔帯広市協議書より抜粋〕

しかし、当市は道央・道東地域の中間に位置し、通過型の観光地となっていることや観光入込客数の季節変動が大きいこと、また、訪日外国人宿泊客延数が道内他市と比較して少ないなどの課題がある。こうした課題を解決するためには、地域ならではの魅力を活かした付加価値の高い観光コンテンツの提供のほか、宿泊・交通サービスの確保・充実、多言語対応等の受入環境整備などにより、持続可能な観光振興を推進する必要がある。

また、当市における観光の振興に関する施策を実施するための財源のあり方について検討するため、令和2年6月に「観光振興に係る新たな財源に関する検討委員会」（以下、「検討委員会」という。）を設置し、全4回開催した結果、今後の観光振興における受益と負担の関係や、財源の安定性、他自治体の事例などに鑑み、新たな財源として、宿泊行為に課税する宿泊税が妥当であるとの提言をいただいた。

以上のことから帯広市においては、観光を取り巻く現状と検討委員会からの提言を踏まえ、宿泊税を新設することとし、制度の設計を行った。

2. 概要 [帯広市協議書より]

課税団体	北海道帯広市
税目名	宿泊税（法定外目的税）
課税客体	帯広市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 <ul style="list-style-type: none"> ・ 旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・ 住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税収の用途	地域資源の魅力向上、受入環境の充実及び持続可能な観光振興 その他の地域社会及び帯広市経済の発展に資する観光の振興を図る施策に要する費用
課税標準	上記施設における宿泊数
納税義務者	上記施設における宿泊者
税率	1人1泊につき200円
徴収方法	特別徴収
収入見込額	（平年度）約2.5億円
課税免除等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 修学旅行等の参加者（引率者も含む） ・ 認定こども園、保育所等の行事の参加者（引率者も含む）
徴税費用見込額	（平年度）約0.1億円
課税を行う期間	条例施行後5年を目途に見直しを行うこととする規定あり

3. 同意要件との関係

帯広市宿泊税について、地方税法第733条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第733条 総務大臣は、第731条第2項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。

二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。

三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済対策に照らして適当でないこと。

（1）「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

① 課税標準

宿泊行為に関連して課税される既存の税目としては、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）があるが、帯広市宿泊税の課税標準は「宿泊施設への宿泊数」であり、一泊当たりの定額で課税するものであるのに対し、消費税の課税標準は「課税資産の譲渡等の対価の額」であることから、両者の課税標準が同じであるとはいえない。

② 住民の負担

宿泊者の受益に着目し、広く負担を求めるという考え方に基づいて制度設計されており、北海道宿泊税と合わせて一泊につき300円（同2万円未満）、400円（同2万円以上5万円未満）、700円（同5万円以上）という税額は、絶対値として、また先行事例を踏まえても著しく過重とまではいえない。

以上のことから、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

（2）「地方団体間における物の物流に重大な障害を与えること。」

帯広市宿泊税は、帯広市内に所在する「宿泊施設への宿泊行為」を課税客体とするものであり、地方団体間の物の流通を阻害するような内国関税的なものとはいえず、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

(3) 「(1) 及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当ではないこと。」

帯広市宿泊税は、(1) ②のとおり著しく過重な税負担であるとまではいえず、観光振興や人の交流の観点から、それらの妨げとなるものではないと考えられる。

さらに、この宿泊税の用途は、観光の振興を図る施策に充てられるものであり、それを含めて考えれば、本税は観光施策を推進するためのものであるといえる。

また、「観光立国推進基本計画」(令和5年3月31日閣議決定)では、「世界に誇る観光地形成に向けて、その司令塔となる観光地域づくり法人(DMO)の形成を促進するとともに、外部専門人材の登用や中核人材の確保・育成、宿泊税、入湯税等の持続可能な財源の確保等の体制強化を支援する」とされており、本税は、こうした国の観光施策の方向性とも軌を一にするものと考えられる。

したがって、「(1) 及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないと考えられる。

北海道函館市「宿泊税」の新設について

1. 新設の理由 〔函館市協議書より抜粋〕

本市は、全国的に有名な函館山からの夜景をはじめ、日本最初の貿易港として開港して以来育まれた異国文化、教会や旧領事館などが建ち並ぶ異国情緒豊かな街並み、約1万年前に生まれた縄文文化など、独特の歴史的・地理的・文化的資源を有しており、令和6年(2024年)の民間調査会社による地域ブランド調査で魅力ある都市全国第1位に選ばれるなど、年間500万人以上の観光客が訪れる国内有数の観光地です。

また、観光は本市の経済を支える重要な産業であり、観光客の市内消費支出は企業間の取引を通じて幅広い産業に行き渡り、経済波及効果が広がるなど、本市観光の活性化は関連する多くの産業にも好影響をもたらしています。

一方、本市の将来人口は、令和12年(2030年)に21.5万人、令和22年(2040年)に18万人と予想されているなど、今後も人口減少が進むと見込まれており、市税や地方交付税など歳入の減少が予測され、財政規模の縮小が想定される中、観光振興により交流人口を拡大し、地域の活力や賑わいを維持することは非常に重要であり、これまで以上に観光施策を充実させ、持続可能な観光地づくりを推進するためには、安定的な自主財源を確保する必要があります。

このような状況から、観光振興に関する財源のあり方について検討し、他都市の導入例や「函館市観光振興財源検討委員会」からの提言を踏まえて、宿泊税の導入が望ましいと考え、令和2年(2020年)2月に制度概要を公表いたしました。

その後、コロナ禍による議論の中断はありましたが、検討再開後の令和6年(2024年)4月に公表した「宿泊税の考え方」をたたき台として、宿泊事業者、関係団体との意見交換や協議を重ね、課税免除や特別徴収義務者交付金などについて見直しを行い、令和6年(2024年)10月に「函館市の宿泊税の考え方」としてとりまとめました。

宿泊税については「持続可能な観光地づくりに資する新規施策および拡充事業に使用」することを原則とし、函館市観光基本計画に掲げる下記の取組区分

1. 誘客による観光業の活性化
2. 観光客への質の高い観光の提供
3. 冬季観光の魅力向上
4. 人材育成

に基づき、来函者の満足度の向上や観光誘客の強化、観光消費額の増大などに資する観光振興施策に活用することとしており、今後も本市が国内外の観光客から魅力的な旅行先として選ばれ、函館観光の価値と観光客の満足度を高める新たな取組みを進めるため、市内の宿泊施設に宿泊する者に対し宿泊税を課することとし、この条例を制定したものであります。

2. 概要

[函館市協議書より]

課税団体	北海道函館市
税目名	宿泊税（法定外目的税）
課税客体	<p>函館市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル営業もしくは簡易宿所営業に係る施設 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税収の用途	観光資源の魅力の向上および発信, 旅行者の受入環境の整備その他の観光の振興を図る施策に要する費用
課税標準	上記施設における宿泊数
納税義務者	上記施設における宿泊者
税率	<p>1人1泊について、次の宿泊料金の区分に応じて定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2万円未満 100円 ・2万円以上5万円未満 200円 ・5万円以上10万円未満 500円 ・10万円以上 2,000円
徴収方法	特別徴収
収入見込額	（平年度）約3.9億円
課税免除等	<ul style="list-style-type: none"> ・修学旅行等の参加者（引率者も含む） ・認定こども園、保育所等の行事の参加者（引率者も含む）
徴税費用見込額	（平年度）約0.4億円
課税を行う期間	条例施行後5年を目途に見直しを行うこととする規定あり

3. 同意要件との関係

函館市宿泊税について、地方税法第733条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第733条 総務大臣は、第731条第2項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。

二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。

三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済対策に照らして適当でないこと。

(1) 「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

① 課税標準

宿泊行為に関連して課税される既存の税目としては、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）があるが、函館市宿泊税の課税標準は「宿泊施設への宿泊数」であり、一泊当たりの定額で課税するものであるのに対し、消費税の課税標準は「課税資産の譲渡等の対価の額」であることから、両者の課税標準が同じであるとはいえない。

② 住民の負担

宿泊者の受益に着目し、広く負担を求めるという考え方に基づいて制度設計されており、北海道宿泊税と合わせて一泊につき200円（同2万円未満）、400円（同2万円以上5万円未満）、1,000円（同5万円以上10万円未満）2,500円（同10万円以上）という税額は、絶対値として著しく過重とまではいえぬ、また先行事例を踏まえてもその範囲内といえる。

さらに、1,000円、2,500円という税額についても、5万円以上、10万円以上という比較的高額な宿泊料金での宿泊行為に対するものであり、宿泊者の担税力も踏まえると、著しく過重とまではいえぬ。

以上のことから、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

(2) 「地方団体間における物の物流に重大な障害を与えること。」

函館市宿泊税は、函館市内に所在する「宿泊施設への宿泊行為」を課税客体とするものであり、地方団体間の物の流通を阻害するような内国関税的なものとはいえず、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

(3) 「(1) 及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当ではないこと。」

函館市宿泊税は、(1) ②のとおり著しく過重な税負担であるとまではいえず、観光振興や人の交流の観点から、それらの妨げとなるものではないと考えられる。

さらに、この宿泊税の用途は、観光の振興を図る施策に充てられるものであり、それを含めて考えれば、本税は観光施策を推進するためのものであるといえる。

また、「観光立国推進基本計画」(令和5年3月31日閣議決定)では、「世界に誇る観光地形成に向けて、その司令塔となる観光地域づくり法人(DMO)の形成を促進するとともに、外部専門人材の登用や中核人材の確保・育成、宿泊税、入湯税等の持続可能な財源の確保等の体制強化を支援する」とされており、本税は、こうした国の観光施策の方向性とも軌を一にするものと考えられる。

したがって、「(1) 及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないと考えられる。

北海道富良野市「宿泊税」の新設について

1. 新設の理由 〔富良野市協議書より抜粋〕

本市では、2019年に観光振興計画となる「フラノビジョン2030」を策定し、オールシーズン「滞在型」の国際観光地を目指し、快適な滞在環境の整備、時間消費メニュー（アクティビティ充実）の増加と質の向上、仲間や家族と楽しめる観光地、「記憶」に残りリピートしたくなる観光地を基本目標に掲げ、持続可能な観光地づくりを進めていますが、今後の観光振興に関する事業予算（財源）を確保することが困難になることが見込まれています。

このような状況の中で、本市の観光施策を着実に実行し、継続的な観光振興を進め、地域経済の活性化を図っていくためには、観光振興における受益と負担の関係を踏まえた新たな財源の安定的な確保が必要であります。

本市では、令和元年6月に宿泊事業者、観光協会、物産事業者、体験事業者、商工会議所、旅行業関係者、学識経験者からなる「富良野市観光振興財源検討有識者会議」を設置し、持続可能な観光地づくりのための財源について検討を重ね、令和2年3月に市長に対し「宿泊税」導入の提言書が提出されました。

コロナ禍の影響もあり、宿泊税導入に向けた制度設計は一時的に中断しておりましたが、令和5年9月に市内宿泊事業者、観光関係団体と意見交換を行い、宿泊税導入に向けた共通認識が確認されたことから、令和6年第4回定例会に「富良野市宿泊税条例」を提案し、議会において「宿泊税条例審査特別委員会」が設置され細部にわたる審議が行われ、令和7年第1回定例会にて議決となったところであります。

観光振興施策に要する財源を確保するためには、市民からの負担だけでなく、市内に宿泊する方にも一部負担いただくことも必要であり、観光振興を目的とした税として、市内の宿泊施設に宿泊する者に対し法定外目的税である「宿泊税」を課することとするため、この条例を制定したものであります。

2. 概要 [富良野市協議書より]

課税団体	北海道富良野市
税目名	宿泊税（法定外目的税）
課税客体	富良野市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 <ul style="list-style-type: none"> ・ 旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・ 住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税収の用途	観光資源の魅力向上、受入環境の充実及び継続的な観光振興と情報発信、その他持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用
課税標準	上記施設における宿泊数
納税義務者	上記施設における宿泊者
税率	1人1泊について、次の宿泊料金の区分に応じて定める額 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2万円未満 200円 ・ 2万円以上5万円未満 300円 ・ 5万円以上 500円
徴収方法	特別徴収
収入見込額	（平年度）約1.5億円
課税免除等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 修学旅行等の参加者（引率者も含む） ・ 認定こども園、保育所等の行事の参加者（引率者も含む）
徴税費用見込額	（平年度）約0.1億円
課税を行う期間	条例施行後3年（その後は5年）を目途に見直しを行うこととする規定あり

3. 同意要件との関係

富良野市宿泊税について、地方税法第733条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第733条 総務大臣は、第731条第2項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

- 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済対策に照らして適当でないこと。

（1）「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

① 課税標準

宿泊行為に関連して課税される既存の税目としては、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）があるが、富良野市宿泊税の課税標準は「宿泊施設への宿泊数」であり、一泊当たりの定額で課税するものであるのに対し、消費税の課税標準は「課税資産の譲渡等の対価の額」であることから、両者の課税標準が同じであるとはいえない。

② 住民の負担

宿泊者の受益に着目し、広く負担を求めるという考え方に基づいて制度設計されており、北海道宿泊税と合わせて一泊につき300円（宿泊料金2万円未満）、500円（同2万円以上5万円未満）、1,000円（同5万円以上）という税額は、絶対値として、また先行事例を踏まえても著しく過重とまではいえない。

以上のことから、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

（2）「地方団体間における物の物流に重大な障害を与えること。」

富良野市宿泊税は、富良野市内に所在する「宿泊施設への宿泊行為」を課税客体とするものであり、地方団体間の物の流通を阻害するような内国関税的なものとはいえず、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

(3) 「(1) 及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当ではないこと。」

富良野市宿泊税は、(1) ②のとおり著しく過重な税負担であるとまではいえず、観光振興や人の交流の観点から、それらの妨げとなるものではないと考えられる。

さらに、この宿泊税の用途は、観光の振興を図る施策に充てられるものであり、それを含めて考えれば、本税は観光施策を推進するためのものであるといえる。

また、「観光立国推進基本計画」(令和5年3月31日閣議決定)では、「世界に誇る観光地形成に向けて、その司令塔となる観光地域づくり法人(DMO)の形成を促進するとともに、外部専門人材の登用や中核人材の確保・育成、宿泊税、入湯税等の持続可能な財源の確保等の体制強化を支援する」とされており、本税は、こうした国の観光施策の方向性とも軌を一にするものと考えられる。

したがって、「(1) 及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないと考えられる。

北海道音更町「宿泊税」の新設について

1. 新設の理由 〔音更町協議書より抜粋〕

本町は北海道遺産・モール温泉が湧出する十勝川温泉を擁する町であり、観光業については、農業と並ぶ基幹産業と位置付けられ、町のみならず観光関係団体と一体になってさまざまな観光施策に取り組んでおります。

本町観光業の現状及び課題としては、令和4年4月、道の駅おとふけが道東自動車道音更帯広インターチェンジ付近に移転開業したことを契機に、観光入込客数は大きく伸長しましたが、宿泊客延数はコロナ禍以前の水準に回復していないことを踏まえ、これまで以上に滞在型や通年型観光の推進、旅の目的地として選択してもらうための受入環境の充実、持続可能な観光振興の推進への取組が求められています。

また、増加した交流人口の更なる満足度向上に向け、本町観光業はこれまで以上に町内外の産業と協力・連携し、より一層の生産効果を高めることが重要となります。

併せて、昨今の先端技術普及により、人々の価値観が多様化している状況を踏まえると、観光に関連する事業主と、そこで就業する人材、双方のスキルアップも求められることに加え、人口減少に付随する労働力の不足に備えた雇用環境の改善も急務となっております。

こうしたことから、町民はもとより、行政、企業などあらゆる分野が総力を挙げて取り組む仕組みを構築し、将来にわたり持続可能な魅力ある観光地について発展していくため、観光振興に資する新たな財源として、町内の宿泊施設に宿泊する者に対し宿泊税を課することとするため、この条例を制定したものであります。

2. 概要 [音更町協議書より]

課税団体	北海道音更町
税目名	宿泊税（法定外目的税）
課税客体	音更町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税収の用途	観光の付加価値の向上、観光に係るサービス及び旅行者を受け入れるための体制の充実強化並びに災害等の観光分野における危機に対応するための取組の強化その他の地域経済の発展に資する観光の振興を図る施策に要する費用
課税標準	上記施設における宿泊数
納税義務者	上記施設における宿泊者
税率	1人1泊につき200円
徴収方法	特別徴収
収入見込額	（平年度）約0.9億円
課税免除等	・ 修学旅行等の参加者（引率者も含む） ・ 認定こども園、保育所等の行事の参加者（引率者も含む）
徴税費用見込額	（平年度）約0.04億円
課税を行う期間	条例施行後必要に応じて見直しを行うこととする規定あり

3. 同意要件との関係

音更町宿泊税について、地方税法第733条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第733条 総務大臣は、第731条第2項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。

二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。

三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済対策に照らして適当でないこと。

（1）「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

① 課税標準

宿泊行為に関連して課税される既存の税目としては、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）があるが、音更町宿泊税の課税標準は「宿泊施設への宿泊数」であり、一泊当たりの定額で課税するものであるのに対し、消費税の課税標準は「課税資産の譲渡等の対価の額」であることから、両者の課税標準が同じであるとはいえない。

② 住民の負担

宿泊者の受益に着目し、広く負担を求めるという考え方に基づいて制度設計されており、北海道宿泊税と合わせて一泊につき300円（同2万円未満）、400円（同2万円以上5万円未満）、700円（同5万円以上）という税額は、絶対値として、また先行事例を踏まえても著しく過重とまではいえない。

以上のことから、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

（2）「地方団体間における物の物流に重大な障害を与えること。」

音更町宿泊税は、音更町内に所在する「宿泊施設への宿泊行為」を課税客体とするものであり、地方団体間の物の流通を阻害するような内国関税的なものとはいえず、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

(3) 「(1) 及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当ではないこと。」

音更町宿泊税は、(1) ②のとおり著しく過重な税負担であるとまではいえず、観光振興や人の交流の観点から、それらの妨げとなるものではないと考えられる。

さらに、この宿泊税の使途は、観光の振興を図る施策に充てられるものであり、それを含めて考えれば、本税は観光施策を推進するためのものであるといえる。

また、「観光立国推進基本計画」(令和5年3月31日閣議決定)では、「世界に誇る観光地形成に向けて、その司令塔となる観光地域づくり法人(DMO)の形成を促進するとともに、外部専門人材の登用や中核人材の確保・育成、宿泊税、入湯税等の持続可能な財源の確保等の体制強化を支援する」とされており、本税は、こうした国の観光施策の方向性とも軌を一にするものと考えられる。

したがって、「(1) 及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないと考えられる。

北海道占冠村「宿泊税」の新設について

1. 新設の理由 [占冠村協議書より抜粋]

占冠村は、日高山脈、夕張山脈に挟まれた盆地で、上川管内の最南端に位置し、東北は南富良野町、南は日高町、平取町、西は夕張市、むかわ町(旧穂別町)と隣接している。総面積は571.41km²で、その面積の約94%は山林で占められ四方を山に囲まれている。

基幹産業を観光産業とする占冠村の人口は、住民基本台帳人口令和7年2月末時点で1,581人。うち65歳以上人口315人(19.9%)、また外国人人口は589人(37.3%)と全体の約4割となっている。

外国人住民の多くはトマムリゾートの従業員と推測することができ、彼らは季節ごとに異動をしている人々である。すべてではないにしても日本人人口を定住人口と仮定した場合、この人口は年々減少の傾向を見せており、加えて高齢化率においても、令和7年2月末現在人口で31.8%であり、10年前と比較し3.6ポイント上昇している。

占冠村は北海道が誇るリゾートを有する村である。道内外や国外からも多くの人々が占冠村を訪れている。令和5年度の観光入込み数は132万人を超えている。今の占冠村には、観光は無くなくてはならないものであると捉えている。

道内外や国外からの人々が占冠村を訪れることにより地域経済に好循環を与え地域の活性につながる。一方で、占冠村を訪れる人々、住む人々が気持ちよく過ごしていただくために存在する課題の対応も必要である。

人口減少及び高齢化の進展は税収の減少につながり、税収の減少は行政が執行する住民サービスの低下を招き、住民生活にも影響を及ぼすことは必至である。占冠村や住民の暮らしを守りつつ観光振興を推進していくためには安定した財源が必要となってくる。

その安定財源の確保が必要であることから、本村の行政サービスを楽しむ宿泊客の皆様に応分の負担を求めるため、占冠村宿泊税条例を制定したものである。

2. 概要 [占冠村協議書より]

課税団体	北海道占冠村
税目名	宿泊税（法定外目的税）
課税客体	占冠村内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 <ul style="list-style-type: none"> ・ 旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・ 住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税収の用途	緑豊かな占冠村の魅力を高め、北海道内でも誇れるリゾートを持つ自治体として、持続的に観光振興に取り組む費用
課税標準	上記施設における宿泊数
納税義務者	上記施設における宿泊者
税率	1人1泊について、次の宿泊料金の区分に応じて定める額 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2万円未満 100円 ・ 2万円以上5万円未満 200円 ・ 5万円以上 500円
徴収方法	特別徴収
収入見込額	（平年度）約0.7億円
課税免除等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 修学旅行等の参加者（引率者も含む） ・ 認定こども園、保育所等の行事の参加者（引率者も含む）
徴税費用見込額	（平年度）約0.1億円
課税を行う期間	条例施行後5年を目途に見直しを行うこととする規定あり

3. 同意要件との関係

占冠村宿泊税について、地方税法第733条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第733条 総務大臣は、第731条第2項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。

二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。

三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済対策に照らして適当でないこと。

（1）「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

① 課税標準

宿泊行為に関連して課税される既存の税目としては、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）があるが、占冠村宿泊税の課税標準は「宿泊施設への宿泊数」であり、一泊当たりの定額で課税するものであるのに対し、消費税の課税標準は「課税資産の譲渡等の対価の額」であることから、両者の課税標準が同じであるとはいえない。

② 住民の負担

宿泊者の受益に着目し、広く負担を求めるという考え方に基づいて制度設計されており、北海道宿泊税と合わせて一泊につき200円（宿泊料金2万円未満）、400円（同2万円以上5万円未満）、1,000円（同5万円以上）という税額は、絶対値として、また先行事例を踏まえても著しく過重とまではいえない。

以上のことから、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

（2）「地方団体間における物の物流に重大な障害を与えること。」

占冠村宿泊税は、占冠村内に所在する「宿泊施設への宿泊行為」を課税客体とするものであり、地方団体間の物の流通を阻害するような内国関税的なものとはいえず、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

(3) 「(1) 及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして相当ではないこと。」

占冠村宿泊税は、(1) ②のとおり著しく過重な税負担であるとまではいえず、観光振興や人の交流の観点から、それらの妨げとなるものではないと考えられる。

さらに、この宿泊税の用途は、観光の振興を図る施策に充てられるものであり、それを含めて考えれば、本税は観光施策を推進するためのものであるといえる。

また、「観光立国推進基本計画」(令和5年3月31日閣議決定)では、「世界に誇る観光地形成に向けて、その司令塔となる観光地域づくり法人(DMO)の形成を促進するとともに、外部専門人材の登用や中核人材の確保・育成、宿泊税、入湯税等の持続可能な財源の確保等の体制強化を支援する」とされており、本税は、こうした国の観光施策の方向性とも軌を一にするものと考えられる。

したがって、「(1) 及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして相当でないこと」には該当しないと考えられる。